宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関(以下「評価機関」という。)が、客観的・専門的な立場から評価する福祉サービス第三者評価(以下 「第三者評価」という。)を行う事業(以下「第三者評価事業」という。)の推進に関する基本的 な事項を定めることにより、個々の事業者における事業運営上の課題の具体的な把握及びサービス の質の向上の取組に資するとともに、福祉サービス利用者の自らに合った質の高いサービスの選択・利用に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業者 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条に規定する社会福祉事業を経営し、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等
 - (2) 評価調査者 推進組織が定めた資格基準を満たし、かつ、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し評価業務を行う者

(推進組織)

第3条 本県における第三者評価事業の推進組織は、宮城県とする。

(所掌事務)

- 第4条 県は、第三者評価事業を推進するため、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 評価機関の認証に関すること。
 - (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
 - (3) 評価結果の取扱いに関すること。
 - (4) 評価調査者に係る研修等に関すること。
 - (5) 評価に係る情報公開及び普及・啓発に関すること。
 - (6) 評価事業に係る苦情等への対応に関すること。
 - (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(附属機関)

第5条 第三者評価事業の実施に当たっては、第三者評価事業の推進に関する重要事項を調査審議する附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により条例で設置される附属機関をいう。)の意見を聴いて行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の宮城県福祉サービス第三者評価推進要綱の規定により推進機構 が行った評価機関の認証,評価基準の策定その他の行為は,改正後の宮城県福祉サービス第三者評 価事業推進要綱の規定により知事が行ったものとみなす。